

橋本市配水管布設工事共通仕様書

令和2年改訂版

橋 本 市

橋本市配水管布設工事共通仕様書

制定 平成17年 4月14日
施行 平成17年 5月 1日
改訂・施行 令和2年12月1日

(趣 旨)

第1条 本仕様書を含む設計図書並びに工事請負契約書（以下「契約書」という。）に基づき、受注者は誠意をもって入念に工事を施工するにあたり必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(提出書類)

第2条 受注者は次の書類を橋本市又は監督員あてに提出しなければならない。

- (1) 現場代理人等通知書及び経歴書 1部（様式1、2）契約締結時
- (2) 工程表の提出 1部（様式3）契約締結時
- (3) 「工事カルテ」の登録確認 必要工事に応じ契約締結後10日以内
尚、工程表については、監督員が特に指示した場合は、さらに細部の工程表を提出すること。
- (4) 工事施工計画書 2部 契約締結後15日以内、ただし随意契約の場合は除く。
(1部 承諾後返却します)
- (5) 建設残土及び廃棄物処理計画書 1部（様式第23、25号）必要に応じ事前に提出。
- (6) 使用材料承諾願書 2部（様式第22号）使用する前に承諾を受けること。
- (7) 施工体制台帳（写）、施工体系図（写） 1部 必要に応じ工事着手前に提出。
- (8) 施工体制表 1部 工事着手前に提出。
- (9) 工事打合簿 2部（様式第17号）必要に応じその都度提出。
- (10) 立会願 1部（様式第20号）必要に応じその都度提出。
- (11) 工事日誌 1部 監督員の指示により提出。
(配管日報又は、土木工事共通仕様書による工事日誌)
- (12) 工事写真 1部 工事完了後遅滞なく。(必要に応じてその都度)
(着工前現況写真、工事中写真、完了後現況写真の提出)
- (13) 竣工配管図及び出来形管理図、使用数量明細 1部 工事完了後遅滞なく。
- (14) 使用材料確認願 1部（様式第18号）必要に応じその都度提出
- (15) 検査証明書及び納品書 1部 必要に応じ工事完了後遅滞なく。
- (16) 骨材使用納品書 1式 工事完了後遅滞なく。
- (17) 水圧試験報告書 1部 監督員の指示により工事完了後遅滞なく。
- (18) 建設残土及び廃棄物処理報告書 1部 必要に応じ工事完了後遅滞なく。
- (19) 残土処分報告書 1部（様式第24号） 工事完了後遅滞なく。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| (20) 工種別出来型成果表 | 1部 必要に応じ工事完了後遅滞なく。
(土工、構造物関係) |
| (21) 給水申込書 | 1部 必要に応じ工事完了後遅滞なく。 |
| (22) 完成通知書 | 1部 (様式第5号) 工事完了後遅滞なく。 |
| (23) 引渡書 | 1部 (様式第8号) 検査合格後遅滞なく。 |
| (24) その他監督員が必要と認める書類。 | 形式指定品、特殊品等の承認書類。 |

(写真等)

第3条 前条第(12)号に定める工事写真は「土木施工管理基準及び運用方針」に準ずるが、施工前、施工内容、舗装復旧、施工完了後に分け、内容においては、施工計画書に基づいた各測点毎の掘削深、管理設位置、深さ、施工状況が確認できる写真管理とし、不可視部分が的確に確認でき、地下埋設物との関係が明確で、かつ完全保護した状態を写し、突き固めはランマー等使用中の状態、層毎に締固め後(締固め厚さは設計図書に従うこと)に写し、その他工事推移途上並びに出来上りの記録写真の他、監督員の指示する工事状況写真を写し提出すること。

(受注者の義務)

第4条 この工事の施工について、設計図書及び本仕様書に明記されていない事項でも工事の性質上、当然必要と認められるものは異議なく受注者の負担において施工しなければならない。

(給水工事)

第5条 この工事に伴う給水施設の管接合及び布設工は、橋本市指定給水装置工事業者に登録されたもので施工しなければならない。

(使用材料の運搬及び保管等)

第6条 運搬上の注意。管を積み降しするときは、管を突き放し、取り落とし、引き下し、その他衝撃を与えないよう丁寧に扱うこと。

2. 保管上の注意。管類の保管には下に枕木等を敷き、荷崩れ等のないように充分注意し、特に異形管及び継手等は塗装の保護や盗難、破損、その他の事故の場合は、請負人の責任となりその損害額を賠償しなければならない。
3. 使用材料は、材料置場を設け、整理整頓の上、数量を調べられるようにしておくこと。異形管、弁類継手等は原則として倉庫に保管しなければならない。やむを得ず屋外に置く場合は直射日光を避けるため「ホ口」等で管理すること。
4. 橋本市から支給する材料は、橋本市が指定する場所から工事場所まで受注者の費用で運搬しなければならない。土曜、日曜(祝祭日)及び夜間は、当局倉庫から出庫できないので、必ず前日までに受領しなければならない。

(地元対策)

第7条 工事着手に際しては、地元住民の協力を得るため、丁寧に説明を行い住民への迷惑を最小限にとめるよう努力すること。なお、当該地域の代表者には充分協議連絡すること。

(交通安全対策)

第8条 工事中は、道路交通を妨げないよう関係法令及び道路管理者の掘削基準並びに道路使用許可条件を厳守し、交通が輻輳する場所では交通制限区間の両端に、交通整理要員を置き交通整理を行う等の措置を講じなければならない。尚交通責任者は常に許可書の写しを携帯すること。

2. 道路使用許可に基づき、警察署、学校、消防署、環境美化センターへは、事前に協議連絡を密にし、指示を受けなければならない。
3. 工事現場では必ず道路使用許可条件に基づく道路標識を設置しなければならない。
4. 道路標識は工事場所の移動にともない適切に措置すること。

(保安騒音対策)

第9条 掘削等にあたり、附近住民の生活妨害にならぬよう保安、騒音対策を講ずるとともに、建物、その他地下埋設物に損傷を与えないよう万全の設備をすること。もし、損傷を与えた場合或いは被害が発生した場合は事情の如何を問わずその復旧費及び補償費は、請負人が負担するものとする。

2. 掘削及び舗装破碎時に用いる機具は、その施工内容に応じて適宜取替え、騒音をできるだけ低くし、附近住民への影響を最小限にとどめること。特に夜間は附近一帯の住民に協力を求めること。
3. 前項の使用機械は予め監督員に届出なければならない。
4. 第2項の場合、事前に特定建設作業実施届出の写しを監督員に提出しなければならない。

(関係者協議)

第10条 同条第7条に定める他、工事施工にあたっては、関係機関等と十分協議連絡し、指示を受けなければならない。

(掘削)

第11条 掘削の延長は、即日埋め戻しが完了する範囲内とし、掘削中心線及び上巾、異形管部分の巾等は監督員の指示を受けること。また土質の安定性の悪いところは、適宜土留工等を行い、土砂の崩壊を防止し、安全に施工するとともに管接合場所には部分的作業用柵を設けるなど労働者の安全を計ること。

2. 舗装道路の掘削は特に注意し、部分舗装復旧路面上での機械使用はさけ、敷物等^①によ

^① 直接キャタピラが路面に接しないようにする。

り舗装への影響を最小限にとめること。

3. 前2項に定める他、過大掘削とならぬよう特に注意して施工すること。

(路面復旧)

第12条 舗装道路での管布設後は、即日仮復旧するものとする。やむをえず翌日以後になる場合は、監督員と協議しなければならない。つき固め不十分なため仮復旧が沈下したときはすみやかに補修すること。

2. 復旧は埋戻し後すみやかに舗装を行うこと。砂利道の復旧はランマー・ローラー等にて締め固め、不陸をならすこと。
3. 埋め戻しは、管の周囲に空隙のないようつき固め、その後指定の締め固め厚さとなるよう必要なまき出し厚により、均等に敷き均した後、ランマー或いはタンパーの類で十分につき固めること。碎石入替の場合は同様につき固めながら埋戻しをすること。なお監督員が必要と認めたときは水締を行うこと。
4. 碎石粒及び質は、現場の状況に応じ適正なものを使用すること。

(底面仕上げ)

第13条 掘削底面は不陸のないよう人力で仕上げること。管軸の方向に曲げの力が動かないように底面をならすこと。継手部分、管の中腹部のみで支えないように注意し、全体を均一になじみよく支えるよう仕上げること。

(責任期間中の地盤沈下等)

第14条 受注者の責任期間中に^①地盤沈下等施工不良箇所が生じたときは、受注者の費用で補修を行わなければならない。

(管の埋設深度)

第15条 地下埋設深度は設計図書による明示又は管頂0.7mを標準とするが、障害物その他の理由で埋設深度を深くしようとするときは、監督員の指示を受けなければならない。なお深掘した場合は所定の高さまで砂で埋戻しを行うこと。

(地下埋設物調査、現場発生品)

第16条 地下埋設物の調査は、事前関係者^②と協議又は立会等を行い、事故がないよう万全の措置を講ずること。

2. 施工によって生じた現場発生品は、監督員の指示に従い処置すること。

① 契約不適合責任期間中、契約期間中

② NTT、関電、下水道、ガス、水利組合

(管体検査)

第17条 管類及び弁類は、日本水道協会検査員の立会検査完了し、合格したものを現場搬入するものとし、搬送中もし亀裂その他不良部品を発見したときは使用しないこと。

(布設管の向き)

第18条 布設管は、記号、文字を上向きにして胴締めを行い、左右に動かないよう固定してから継手工の施工をしなければならない。この際、直管パイプに一連の背番号と切管についてはリボンテープ等を添えて長さが確認できるよう写真撮影すること。

(管の明示)

第19条 埋設管は、粘着性標示ビニールテープ(2重巻)にて標示し、テープの形状間隔等は別添橋本市水道管明示要領によるものとする。管明示釘、埋設表示シートの敷設は監督員の指示に従い設計図書のとおり施工する。

(管の接合)

第20条 メカニカル継手やビニールパイプ継手などは、砂等の異物がゴムリング等にかまないよう入念に水洗した後、完全に挿入し、ボルトの締め忘れ、片締めなどがないように充分注意して接合しなければならない。

管の内部は、ブラシ或いは布等で清掃しなければならない。その他特殊な継手等の使用については、監督員の指示に従うものとする。

2. 継手部分の締めトルクについて「日本ダクタイル鉄管協会」の発行する便覧に記載された値とし、管背番号を入れた締め状態の写真を撮影^①するものとする。(トルクレンチの使用)
3. 湧水等にて管が冠水する場所における管の接合は、水替排水を完全に行ってから接合すること。

(不純物の流入阻止)

第21条 管を布設する場合は、管端に栓をして汚水や土砂が管内に流入しないようにしなければならない。

(管の防護)

第22条 曲管及びT字管は必要に応じ抜け出し方向に、設計書の指示する工法で防護すること。又防護が必要箇所については、監督員に協議し指示を受けること。

^① 監督員に協議し指示による

(残材の処理)

第23条 管布設等に伴う管の残材等は、すみやかに現場から搬出し、交通に支障を与えてはならない。又、受注者において適正に処理を行うこと。

(配水管切替工事)

第24条 配水管切替工事は、予定の7日前に届出て監督員の指示に従い、不手際の無いよう作業を行うこと。断水時の切替については極力短時間に作業を完了するよう計画し、金曜日の午後、土日祭日は行わないようにすること。

(水圧試験)

第25条 管工事完了後、監督員の指示を受けて洗管し、完全に空気を除去した後水圧試験を受けなければならない。水圧試験には主任技術者が立会わなければならない。

2. 水圧試験を行う範囲は、給水管切替を伴う工事については、監督員の指示があった場合は給水管も含めること。
3. 水圧試験に不合格となった場合は、監督員の指示をうけてすみやかに修理し、再試験を受けなければならない。
4. 水圧試験に合格しないと完了とは認めない。

(水圧試験の要領)

第26条 水圧試験の要領は次のとおりとする。

- (1) 試験方法は連絡制水弁を閉じて高水圧をポンプで圧入する。
- (2) 試験水圧は通常 0.75MPa とする。
- (3) ダクタイル鋳鉄管、鋼管、H I V P 管の試験時間は所定水圧に上昇後 24 時間保持するものとし、自動水圧記録計を設置し、完了後記録データを提出するものとする。ただし、24 時間保持出来難い現場については監督員と協議し監督員立会いの上、所定水圧に上昇後 20 分間以上とすることができる。
- (4) 水道配水用ポリエチレン管の水圧試験方法については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の 水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアルに従うこと。
- (5) その他管種の水圧試験方法については別途監督員と協議を行うこと。

(検査及び引渡し前の使用)

第27条 工事の検査は必要ある場合に適宜にこれを行う。このとき検査員の指摘事項は現場代理人及び主任技術者に指示する。

2. 工事が竣工したときは、あらためて当局検査員及び現場代理人並びに主任技術者の立会の上、竣工検査を行う。
3. 竣工検査を行う際、給水工事が含まれている場合は給水装置工事検査員も随行し、検査を行う場合もある。

4. 竣工検査の結果、不適合箇所がある場合は、検査員の指示に従い完全に施工し、確認をうけなければならない。
5. 受注者は前条の水圧試験の結果、工事目的物が監督員によって合格と認められ、橋本市から引渡し前の使用について請求された場合は、工事請負代金の支払いの有無にかかわらず、直ちに当該請求に応諾しなければならない。この場合、使用部分についての維持管理は発注者が行うものとする。

(現場巡回)

第28条 工事中はもちろん、仮復旧後においても責任期間中^①は、常に現場パトロールを実施し記録しておくこと。特に雨天の場合は、必ず巡回して手直し箇所等があれば、通行に支障のないよう手直しを行い、その状況を監督員に報告しなければならない。

(附属工作物)

第29条 消火栓取付並びに室構造、仕切弁、排泥弁据付にあたっては、砂をしきならした上施工し、蓋の周囲は碎石で巻き立て路面の勾配に合せて据付け施工しなければならない。

(橋梁並びに開渠の横断等)

第30条 橋梁並びに横断工事等にあたっては、特に既設構造物を損傷しないように注意して施工し、その構造物の機能の阻害原因とならないようにしなければならない。

(構造物等の養生・防護)

第31条 コンクリート構造物等は施工後の養生を充分にし、不当な荷重を加えないよう防護方法を講じなければならない。

(夜間作業等)

第32条 工事の都合上、残業又は夜間作業するときは、予め監督員の承認をうけなければならない。又、作業にあたっては関係機関に諸手続きをおこない、許可を得て作業をすること。

(保証期間)

第33条 この工事の保証期間は、工事契約書に記載された引渡しを受けた日から2年以内とする。ただし特殊バルブ等の特殊品については特記仕様書による。

(井戸の水位調査報告)

第34条 工事施工に先だち付近に井戸で生活を営んでいる家庭等がある場合は水位調査を行うと共に工事中10日間毎に水位調査及び水質調査を行い、調査結果を監督員に報告するものとする。

① 契約期間中(完成、検査合格まで)

(使用材料の事前承諾)

第35条 本工事に使用する材料等は、監督員の承諾後使用する^①ものとする。

(保険の付保)

第36条 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(土木工事関係の仕様書)

第37条 和歌山県土木工事共通仕様書に準ずる。(施行 令和元年7月1日)

(品質管理基準)

第38条 品質管理基準は下記制定の基準とする。
和歌山県土木工事施工管理基準 (施行 令和元年7月1日)

(労働者安全衛生規則の適用)

第39条 労働者の安全を計るため労働者安全規則を遵守すること。
(制定 昭和47年9月30日 労働省令 32)

(橋本市給水工事請負業者公認規程の適用)

第40条 給水工事がある場合は橋本市指定給水装置工事事業者規程 (平成18年3月1日制定) を適用するものとする。

^① 使用材料承諾願 (第2条(6))